

福井県建築物耐震改修促進計画

平成 18 年 12 月 策定

平成 24 年 3 月 改定

平成 28 年 3 月 改定

令和 3 年 3 月 改定

令和 年 月 改定

福 井 県

福井県建築物耐震改修促進計画

目 次

はじめに

- (1) 住宅・建築物の耐震化の必要性 .. 1
- (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正 .. 1
- (3) 「福井県建築物耐震改修促進計画」の位置付け .. 2
- (4) 「福井県建築物耐震改修促進計画」の改定 .. 2

第1章 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標の設定

- (1) 大規模地震が発生した場合に想定される被害の状況 .. 3
- (2) 耐震化の現状 .. 4
- (3) 耐震化の目標設定 .. 9
- (4) 県有建築物の耐震化の現状と目標 .. 10

第2章 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策

- (1) 耐震診断および耐震改修に係る基本的な取組方針 .. 12
- (2) 耐震診断および耐震改修の促進を図るための支援策 .. 13
- (3) 地震時に通行を確保すべき道路の指定および沿道建築物の耐震化 .. 16
- (4) 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備 .. 18
- (5) 地震時の総合的な安全対策 .. 20

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及

- (1) ハザードマップの作成・公表 .. 23
- (2) 相談体制の整備・情報の充実 .. 23
- (3) 広報資機材の作成とその活用 .. 23
- (4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導 .. 24
- (5) 市町の住民啓発活動の支援 .. 24
- (6) 耐震出張説明の実施 .. 24
- (7) 耐震改修に対する税の特例措置の周知 .. 24
- (8) 売買される建物の耐震診断・耐震改修の促進 .. 24
- (9) 事業所の耐震診断・耐震改修の促進 .. 24
- (10) 地震保険の活用 .. 25
- (11) 木造住宅耐震改修現場見学会の実施 .. 25
- (12) 耐震診断を実施した所有者等へのフォローアップ .. 25

第4章 耐震改修促進法および建築基準法による指導等に関する事項	
(1) 所管行政庁の連携した指導等の実施	… 27
(2) 優先的に指導等を実施すべき特定建築物の選定	… 27
(3) 改正耐震改修促進法における耐震診断義務化および公表等について	… 28
第5章 その他の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項	
(1) 市町が定める耐震改修促進計画	… 30
(2) 関係団体との連携	… 30
(3) 計画の検証	… 30
資料編	… 31

はじめに

(1) 住宅・建築物の耐震化の必要性

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、全体で6,434人の尊い命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

このような甚大な被害が生じたのは、倒壊した住宅・建築物の多くが昭和56年以前に建築されたものであり、昭和56年6月から施行されている改正建築基準法による新耐震基準には適合しないものであったことが要因とされています。

その後も、平成16年10月の新潟県中越地震や平成17年3月の福岡県西方沖地震などの大規模な地震が頻発するなど、多くの被害をもたらすような大規模地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるといえます。

このような経緯から、平成17年9月に国の中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針において、建築物の耐震改修は、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」に位置付けられました。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正

阪神・淡路大震災を教訓に、平成7年10月に建築物の地震に対する安全性の向上を目的とした「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が制定されました。

平成17年には、これまで地震発生のおおきき空白地帯とされていた九州の北部地域で、福岡県西方沖地震が発生し大きな被害が生じるなど、大規模地震がいつどこで発生してもおかしくない状況を踏まえ、建築物の耐震改修を緊急に促進するため、平成17年11月に耐震改修促進法の改正が行われ、平成18年1月から施行されました。この改正により、国土交通大臣には「建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「国基本方針」という。）」の策定が、各都道府県には耐震改修促進計画の策定が義務付けられました。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により甚大な被害をもたらしました。その後の平成25年5月、耐震化をより促進するため耐震改修促進法の改正が行われ、平成25年11月から施行されました。

この改正では、全ての既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）において耐震診断と必要に応じた耐震改修に努めることが規定され、防災拠点となる建築物や避難路沿道の建築物については、県や市町が耐震診断の義務付けを行うことができるなど、建築物の耐震改修を促進する取組みが強化されました。さらに、不特定多数の者や避難弱者が利用する一定規模以上の大規模建築物には、平成27年12月31日までに耐震診断を実施し所管行政庁へ診断結果を報告することが義務付けられました。

(3)「福井県建築物耐震改修促進計画」の位置付け

「福井県建築物耐震改修促進計画」(以下「本計画」という。)は、大規模地震の発生による人的および経済的被害の軽減を目的として、耐震改修促進法第5条の規定に基づき、県内における住宅・建築物の耐震診断および耐震改修を促進するために策定しました。

また、本県では災害対策基本法第40条の規定に基づき福井県防災会議が作成した「福井県地域防災計画」の「震災対策編・福井県震災対策計画」(以下「県震災対策計画」という。)において、震災時の被害の発生を防止するため、地震に対する建築物の安全性の確保を目的として本計画に基づく建築物の耐震化の対策を定めています。

本計画は、その対策を具体的に推進するため、建築物の耐震化率の目標や耐震化を促進する施策などの内容を定めています。

(4)「福井県建築物耐震改修促進計画」の改定

平成18年度に平成27年度までの10年間を計画期間とし計画を策定して以降、耐震改修促進法の改正や建築物の耐震化の状況を踏まえ、平成23年度に中間見直しを行いました。

平成27年度および令和2年度には、計画期間を5年間延長して引き続き耐震化の促進に取り組んできました。

耐震化率の向上等、取組の成果が出ているものの、今後も大規模地震に対する県民の安全・安心の確保に努めていく必要があること、また、国基本方針において、令和17年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することが目標として示されていることから、計画を改定し、計画期間を令和17年度まで10年間延長して引き続き耐震化の促進に取り組んでいくこととします。

第1章 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標の設定

(1) 大規模地震が発生した場合に想定される被害の状況

本県では、阪神・淡路大震災の以前から、県内の地盤や建築物の現況等を調査し、直下型地震や他の地震による被害を想定し、震災時の人的および経済的被害を軽減するための地震防災対策を推進してきました。

平成7年1月に、日本で初めて近代的な大都市において直下型大地震である阪神・淡路大震災が発生し、甚大な被害が発生したことから、本県は、この大震災から得られた反省や新たな知見より詳細な地盤データ、都市化による生活様式・社会状況の変化等を踏まえ、災害要因の分析や被害予測等を見直し、その内容を平成9年3月に「福井県地震被害予測調査報告書」としてとりまとめ、公表しました。

その後、国の地震調査研究推進本部が平成21年7月に全国の主要活断層の評価を公表したことを受けて、公表された活断層のうち、県内および周辺地域の直下で発生し、嶺北地域と嶺南地域にそれぞれ最も大きな影響を及ぼすと考えられる地震の原因となる断層を想定し、平成22・23年度にあらためて地震被害予測調査を実施しています。

この調査では、今後、福井県において予想される大規模地震として、嶺北地域では、福井平野東縁断層帯(想定マグニチュード7.6)の地震を想定しています。また、嶺南地域においては、浦底一柳ヶ瀬山断層帯(想定マグニチュード7.2)の地震を想定しています。

福井平野東縁断層帯による被害想定は表1-1のとおりです。

大規模地震はいつどこで発生してもおかしくない状況を考えて、人的および経済的被害の軽減を図るためには、早期にかつ計画的に建築物の耐震化を進めていくことが重要となります。

表1-1 想定される被害の状況(嶺北地域：福井平野東縁断層帯)

被害区分		想定被害	
人的被害	死者数	「秋季 (15時)」 … 1,468人 「冬季 (5時)」 … 2,034人 「冬季 (18時)」 … 1,755人	
	負傷者数	「秋季 (15時)」 … 8,740人 「冬季 (5時)」 … 9,208人 「冬季 (18時)」 … 8,421人	
建物被害	全壊	木造建築物 … 26,959棟	
	半壊	木造建築物 … 36,715棟	

出典：県震災対策計画より抜粋

(2) 耐震化の現状

①住宅

昭和53年に発生した宮城県沖地震で、それまでの耐震基準で建てられた建築物の多くに被害が発生したことから、耐震性の向上を図るために木造住宅の必要な壁量の見直しや建物をバランスよく設計するための基準ができるなど、建築基準法の耐震基準が大幅に見直され、昭和56年6月から施行されました。

この法改正後の耐震基準（以下「新耐震基準」という。）で建築された建築物は、阪神・淡路大震災において被害が少なく、それまでの耐震基準（以下「旧耐震基準」という。）で建築された建築物には、宮城県沖地震と同様に多くの被害が出ています。

このため、建築物の耐震化の現状を把握するに当たっては、新耐震基準で建築されたものか旧耐震基準で建築されたものかを確認する必要があります。

表1-2は、総務省統計局が5年毎に公表している「住宅・土地統計調査報告」に基づき、令和5年までの住宅戸数の推移から令和7年までの県内における住宅の戸数および耐震化の現状を推計したものです。推計に当たっては、この統計報告が5年毎の集計であるため、昭和55年以前の住宅を旧耐震基準によるもの、昭和56年以降の住宅を新耐震基準によるものとして取り扱っています。また、令和2年5月に国から耐震化率の新たな推計方法が示され、耐震化率の見直しを行いました。

その結果、令和7年は、人が居住している住宅約28.7万戸のうち、耐震性を有する住宅は約24.9万戸で耐震化率は86.8%と推計されます。

なお、令和7年の耐震化率の推計値86.8%を木造・非木造別にすると、木造が83.3%、非木造が96.1%と推計されます。（表1-3）

表1-2 住宅の耐震化の現状

（単位：戸）

区 分	人が居住している住宅数①	昭和55年以前 の住宅数 ②	昭和56年以降 の住宅数 ④	耐震性を有 する住宅数 ⑥〔③+⑤〕	耐震化率 (%) 〔⑥/①〕
		耐震性有③※	耐震性有⑤		
平成17年 (推計)	255,500	113,280	142,280	185,400	72.6%
		43,100	142,280		
平成22年 (推計)	261,900	103,400	158,600	199,600	76.2%
		41,000	158,600		
平成27年 (推計)	270,800	93,300	177,000	216,800	80.1%
		39,100	177,000		
令和2年 (推計)	279,400	82,900	196,400	232,100	83.1%
		35,700	196,400		
令和7年 (推計)	286,700	69,800	216,900	248,800	86.8%
		31,900	216,900		

注：「住宅・土地統計調査」（総務省統計局）データから作成

「住宅・土地統計調査」は標本調査（サンプリング調査）であるため、推計値は標本誤差を含んでいます。

※国の耐震化率の算出方法により推計〔P52 資料編(7)-②参照〕

表1-3 住宅の耐震化の現状（木造・非木造別）

（単位：戸）

区 分	人が居住している住宅数①	昭和55年以前 の住宅数 ②	昭和56年以降 の住宅数 ④	耐震性を有する住宅数 ⑥〔③+⑤〕	耐震化率 (%) 〔⑥/①〕
		耐震性有③※	耐震性有⑤		
令和7年 (推計)	286,700	69,800	216,900	248,800	86.8%
木造	207,800	59,700	148,100	173,000	83.3%
非木造	78,900	10,100	68,800	75,800	96.1%

②特定建築物

本計画における特定建築物とは、次の3つです。

(a) 多数の者が利用する特定建築物

多数の者が利用する特定建築物とは、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物（耐震改修促進法第14条第1号に定める建築物）です。用途と規模を整理すると表1-4のようになります。

表1-4 多数の者が利用する特定建築物の一覧

用 途	規 模 要 件
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
上記以外の学校	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
卸売市場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
ホテル、旅館	
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	
事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
博物館、美術館、図書館	
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
工場	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停車又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
体育館等（一般公共の用に供するもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上

【耐震化の現状】

令和 7 年には、総棟数は 3,784 棟で、そのうち新耐震基準により建築された耐震性を有する建築物は 2,645 棟あります。

旧耐震基準により建築された建築物は 1,139 棟あり、そのうち既に耐震診断を実施して、耐震性を有していると確認されたものは 167 棟、耐震性が不十分であったものは 589 棟あります。この耐震性が不十分であった 589 棟のうち、524 棟は既に耐震改修が実施されています。また、耐震診断が未実施の 383 棟のうち、215 棟は国の耐震化率の算出方法（P52 資料編（7）－②参照）により耐震性を有すると推計されます。

以上のことから、耐震性を有していると推計される建築物は 3,551 棟で、令和 7 年の耐震化率は 93.9%と推計されます。詳細は、表 1－5 のとおりです。

表 1－5 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状（単位：棟）

分 類	建築物の 総棟数①	新耐震基 準により 建築され た建築物 の棟数②	旧耐震基準により建築された建築物の棟数③				旧耐震基 準のうち 耐震性を 有すると 推計され る建築物 の棟数⑧	耐震性を 有する建 築物 の棟数⑨ (②+⑤ +⑦+⑧)	R7年 耐震 化率 ⑨/①	R2年 耐震 化率	H27年 耐震 化率	H22年 耐震 化率	H17年 耐震 化率		
			耐震診断実施棟数④			耐震改修 実施棟数 ⑦									
			耐震性 有⑤	耐震性 無⑥											
合 計	3,784	2,646	1,138	756	167	589	524	215	3,552	93.9%	92.4%	89.2%	80.4%	75.8%	
公 共 建 築 物	県	314	178	136	136	34	102	100	0	312	99.4%	98.4%	94.0%	75.4%	69.4%
	市町	1,093	578	515	506	96	410	360	9	1,043	95.4%	93.2%	89.0%	71.8%	63.8%
	計	1,407	756	651	642	130	512	460	9	1,355	96.3%	94.3%	90.1%	72.6%	65.1%
民間 建築物	2,377	1,890	487	114	37	77	64	206	2,197	92.4%	91.2%	88.7%	85.2%	83.1%	

注：県および各市町提供のデータから作成

また、不特定かつ多数の者が利用する建築物および地震の際の避難に配慮が必要な者が利用する建築物のうち既存耐震不適格建築物であって大規模なもの（耐震改修促進法附則第 3 条に定める要緊急安全確認大規模建築物）については、平成 29 年時点で福井県内に 36 棟ありましたが、令和 5 年にすべて耐震化が完了しています。

(b) 危険物関係特定建築物

危険物関係特定建築物とは石油類や火薬類などの危険物を一定数量以上貯蔵または処理する建築物（耐震改修促進法第 14 条第 2 号に定める建築物）です。

【耐震化の現状】

令和 7 年には、総棟数は 817 棟で、そのうち新耐震基準により建築された耐震性を有する建築物は 608 棟あります。

旧耐震基準により建築された建築物は 209 棟あり、そのうち既に耐震診断を実施して、耐震性を有していると確認されたものは 3 棟、耐震性が不十分であったものは 2 棟あり、全て耐震改修が実施されています。また、耐震診断が未実施の 204 棟のうち、99 棟は国の耐震化率の算出方法により耐震性を有すると推計されます。

以上のことから、耐震性を有していると推計される建築物は 712 棟で、令和 7 年の耐震化率は 87.1%と推計されます。詳細は表 1－6 のとおりです。

表1-6 危険物特定建築物の耐震化の現状 (単位:棟)

建築物 総棟数 ①	新耐震 基 準により 建築され た建築物 の棟数 ②	旧耐震基準により建築された 建築物の棟数③					旧耐震基 準のうち 耐震性を 有すると 推計され る建築物 の棟数⑧	耐震性を 有する 建 築 物 の棟数⑨ (②+⑤ +⑦+ ⑧)	R7年 耐震化 率 (推計) ⑨/①	R2年 耐震化 率 (推計)	H27年 耐震 化率 (推計)	H22年 耐震 化率 (推計)	H17年 耐震 化率 (推計)	
		耐震診断実施棟数④			耐震改修 実施棟数 ⑦	耐震性 有⑤								耐震性 無⑥
		耐震 性 有⑤	耐震 性 無⑥	耐震改修 実施棟数 ⑦										
817	608	209	5	3	2	2	99	712	87.1%	86.0%	82.7%	82.7%	79.7%	

注:県および各市町提供のデータから作成

(c) 緊急輸送道路沿道建築物

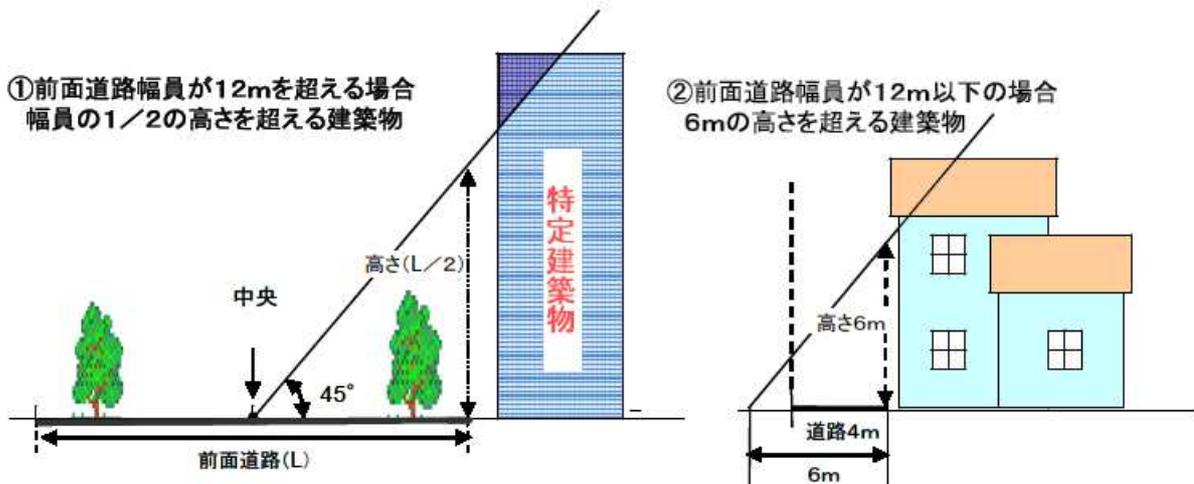
緊急輸送道路沿道建築物とは、「福井県緊急輸送道路ネットワーク計画」※において選定された道路の沿道の建築物のうち図1-1に示されているように地震によって倒壊した場合に前面道路の幅員の1/2を超え、道路を閉塞するおそれのある建築物です。

※福井県緊急輸送道路ネットワーク計画

「福井県地域防災計画」においては、緊急輸送道路として「福井県緊急輸送道路ネットワーク計画」(P53 資料編(8)緊急輸送道路ネットワーク計画参照)における道路が選定されており、以下の3つに区分されています。

- ・ 第1次緊急輸送道路 (第1次ルート)
隣接する県を結ぶ広域的な道路、生活圏相互間を結ぶ道路、県庁・市役所・消防本部・救急病院などの最も重要な防災拠点を結ぶ道路となる高速自動車国道、一般国道を中心とする基幹輸送道路
- ・ 第2次緊急輸送道路 (第2次ルート)
合同庁舎・土木事務所・警察署・町役場などの防災拠点と第1次緊急輸送道路を結ぶ導入幹線輸送道路
- ・ 第3次緊急輸送道路 (第3次ルート)
第1次および第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を結ぶ道路

図1-1 地震によって倒壊した場合において敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物のイメージ



なお、福井県では令和6年10月に救命・救助活動や緊急物資の輸送に不可欠な緊急輸送ルートを確認するため「福井県域道路啓開計画」を策定し、地震等の災害時に迅速かつ的確な道路啓開の実施を目指しています。当該計画では、北陸自動車道、舞鶴若狭自動車道、中部縦貫自動車道、国道8号、国道27号、国道161号を基幹ルートとし、早期の道路啓開を図る路線としています。

(3) 耐震化の目標設定

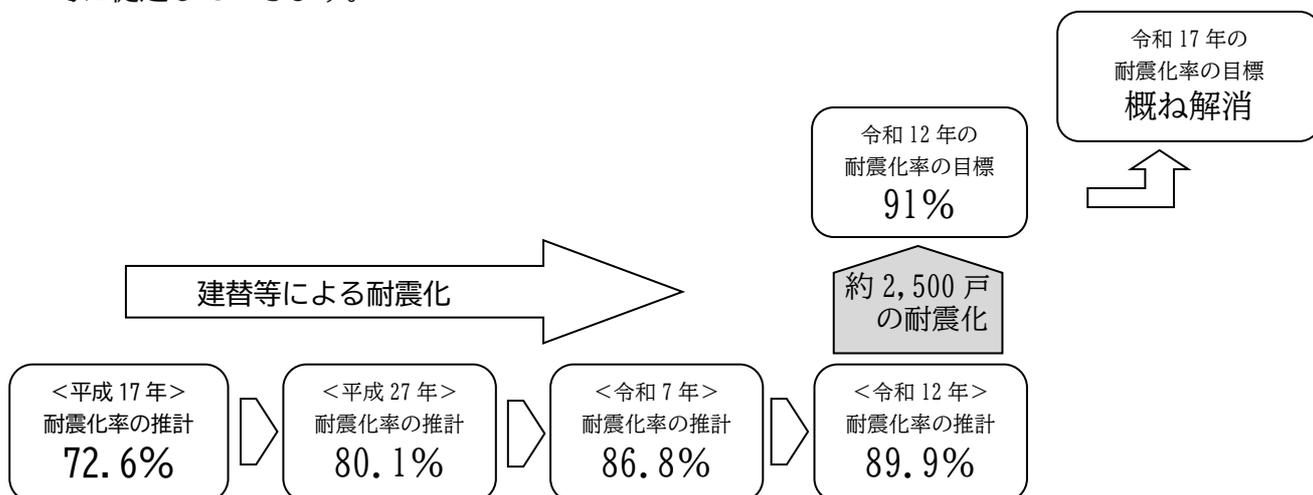
①住宅

大規模地震時の人的および経済的被害を軽減するため、日常生活の場である住宅の耐震化を図ることが重要であり、本県の耐震化の状況を踏まえ、これまでの促進計画において住宅の耐震化率を令和7年に90%とすることを目標としてきました。しかし、令和5年住宅・土地統計調査から、令和7年の耐震化率は86.8%と推計され、目標の90%に届いていない状況です。

本計画においては、国基本方針を踏まえ、耐震性が不十分な住宅を10年後（令和17年）までに概ね解消することを目標にします。

なお、令和12年には、昭和55年以前に建築された住宅の建替え等が進み、人が居住している住宅約28.7万戸のうち、耐震性を有する住宅は25.8万戸で、耐震化率は89.9%と推計されますが、様々な施策を推進することによって約2,500戸の耐震化を進め、令和12年の耐震化率91%達成（中間目標）を目指します。

特に、旧耐震基準により建築された木造住宅が密集する地域は、地震発生時に建築物の倒壊により円滑な避難や消火活動を妨げるリスクが高いことから、人的および経済的被害を軽減するため、その地域内にある旧耐震基準により建築された木造住宅の耐震化を重点的に促進していきます。



②特定建築物

大規模地震が発生した際、人的および経済被害を軽減するため、特定建築物の耐震化を図ることが重要です。多数の者が利用する特定建築物については、令和7年の耐震化率が93.9%で、令和10年頃には95%に達する見込みです。

緊急輸送道路沿道建築物については、福井県域道路啓開計画を踏まえ、法第5条第3項第2号に基づく道路を指定し、通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）の耐震化を推進します。

その他の特定建築物についても、引き続き市町と連携し、防災査察等の機会をとらえ、建築物の所有者や管理者に指導・助言を行い、耐震化の促進を図ります。

(4) 県有建築物の耐震化の現状と目標

①耐震化の現状

耐震改修促進法では、人的および経済的に多大な被害が発生すると想定される一定規模以上の建築物を対象としていますが、県有建築物の中にはそれらの規模に満たないものでも大規模地震時に重要な役割を果たす建築物があります。

令和7年には、県有建築物の総棟数は871棟で、そのうち新耐震基準により建築された耐震性を有する建築物は560棟あります。

旧耐震基準により建築された建築物は311棟あり、そのうち既に耐震診断を実施して、耐震性を有していると確認されたものは143棟、耐震性が不十分であったものは167棟あります。この耐震性が不十分であった167棟のうち、164棟は既に耐震改修が実施されています。

以上のことから、耐震性を有している建築物は867棟で、令和7年の耐震化率は99.5%です。

詳細は表1-7のとおりです。

②耐震診断結果の公表等

県有建築物のうち、旧耐震基準により建築された建築物については、施設を利用する県民に対して耐震性の周知を行うため、耐震診断の結果や耐震改修の状況について公表しています。

③耐震化の目標

庁舎など災害時の拠点となる建築物、博物館や美術館等の不特定多数の者が利用する建築物、県営住宅など特定多数の者が利用する建築物については、耐震化率100%となっています。

その他耐震化されていない県有建築物については、行政改革による建築物の統廃合や、少子化や人口減少などの社会情勢の変化に対応した機能集約に伴い、建築物の使用形態・活用方法を見直し、実態に即した建築物の耐震化を実施します。

表1-7 県有建築物の耐震化の現状（単位：棟）

分類	用途	建築物の総棟数 ①	新耐震基準により建築された建築物の棟数 ②	旧耐震基準により建築された建築物の棟数					耐震性有棟数 ⑧(②+⑤+⑦)	R7年耐震化率 ⑧/①	R2年耐震化率	H27年耐震化率	H22年耐震化率	H17年耐震化率	
				耐震診断実施棟数			耐震性有 ⑤	耐震性無 ⑥							耐震改修実施棟数 ⑦
				③	④	⑧									
災害時の拠点となる建築物	庁舎 県立病院 県立学校 福祉施設等	453	225	228	228	103	125	125	453	100.0%	100.0%	94.2%	85.8%	76.7%	
不特定多数の者が利用する建築物	博物館 美術館等	134	106	28	28	21	7	7	134	100.0%	100.0%	91.7%	91.7%	92.9%	
特定多数の者が利用する建築物	県営住宅	72	44	28	28	2	26	26	72	100.0%	100.0%	87.5%	62.5%	61.3%	
	寄宿舎等	56	53	3	3	3	0	0	56	100.0%	70.4%	66.4%	52.3%	41.7%	
その他の主要施設		156	132	24	23	14	9	6	152	97.4%	96.3%	93.5%	93.5%	91.1%	
合計		871	560	311	310	143	167	164	867	99.5%	96.2%	90.2%	81.4%	75.3%	

注：県のデータから作成

第1章 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標の設定のまとめ

●大規模地震が発生した場合に想定される被害の状況

○福井平野東縁断層帯地震（マグニチュード7.6）が発生した場合に想定される被害の状況

死者数…1,468人、地震動による木造住宅の全壊数…26,959棟

⇒被害を軽減するため、建築物の耐震化が必要

●耐震化の現状と目標設定

○住宅

…令和12年：91%（中間目標）

…令和17年：概ね解消

【建築物の用途・分類毎の耐震化率の目標】

建築物の用途	平成17年	平成27年	現 状 令和7年	目標（中間） 令和12年	目 標 令和17年
住 宅	72.6%	80.1%	86.8%	91%	概ね解消
特定建築物	75.8%	89.2%	93.9%		

【県有施設の耐震化率の状況】

建築物の分類	現 状				
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
災害時の拠点となる建築物	76.7%	85.8%	94.2%	100.0%	100.0%
不特定多数の者が利用する建築物	92.9%	91.7%	91.7%	100.0%	100.0%
特定多数の者が利用する建築物	50.1%	55.1%	75.3%	83.0%	100.0%
その他の主要施設	91.1%	93.5%	93.5%	96.3%	97.4%
合計	75.3%	81.4%	90.2%	96.2%	99.5%

第2章 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断および耐震改修に係る基本的な取組方針

①耐震化の課題

建築物の耐震化を促進していくためには、県民アンケートを実施して指摘を受けた次のような課題（耐震化を実施しない理由）に対して、適切な施策を実施していく必要があります。

耐震化を実施しない理由※

- ・ 耐震改修工事に多額の費用がかかる
- ・ 跡を継ぐ者がいない
- ・ 耐震改修の工事期間、工事中の騒音などに不安がある
- ・ 家族に高齢者や病人がおり、工事による負担が大きい
- ・ 信頼できる工事業者が分からない 等

※耐震改修工事現場見学会参加者および耐震診断実施者に対するアンケート調査結果等より

②実施する事業の考え方

建築物の耐震化を促進するため、まずは建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

県と市町は、県内の耐震化の現状を踏まえ、所有者等が耐震診断および耐震改修を行いやすい環境を連携して整備することを基本的な取組方針にします。また、関係団体と連携し、所有者等に対し防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性の普及啓発に積極的に取り組みます。

(2) 耐震診断および耐震改修の促進を図るための支援策

県民に対し、建築物の耐震診断および耐震改修の重要性の普及啓発に努め、様々な支援制度を活用し、住宅および特定建築物の耐震化の促進を図ります。

住宅に係る耐震診断・改修等に対する支援制度の概要を表2-1に、特定建築物に係る耐震診断・改修に対する支援制度の概要を表2-2に、支援結果の概要を表2-3に示します。

なお、特定建築物のうち、耐震改修促進法附則第3条の要緊急安全確認大規模建築物については、平成29年時点で福井県内に36棟ありましたが、平成26年度から令和5年度にかけて耐震診断・改修に対する支援を実施し、令和5年にすべて耐震化が完了しています。

表2-1 住宅に係る支援制度の概要

区分	事業名	対象建築物	補助 限度額	補助率		
				国	県	市町
住 宅	耐震診断 補強プラン	木造住宅耐震化促進事業 (耐震診断、補強プラン)	旧耐震基準により建築された木造 住宅 188千円 ※2 616千円	1/2	1/4	1/4
	耐震改修	木造住宅耐震化促進事業 (耐震改修)	耐震性が劣る住宅※ 1,400千円 ※3 1,900千円	1/2 45/100	1/4 27.5/100	1/4 27.5/100
	建替	県産材を活用したふくいの住まい 支援事業	県産材を活用する木造住宅 500千円	—	1/1	—
	改修	伝統的民家普及促進事業	伝統的民家 3,000千円	—	1/2	1/2
	建替	がけ地近接等危険住宅移転事業	危険区域内の住宅 ※4 市町が補助 する額の1/4以内 ※5 4,210千円	1/2	1/4	1/4
	改修	土砂災害危険住宅対策改修事業	危険区域内の住宅 759千円	1/2	1/4	1/4
	耐震改修	長期優良住宅化リフォーム推進 事業	長寿命化を図る住宅 800千円	1/1	—	—

※昭和56年5月31日以前に着工された住宅で（一財）日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」の総合評価で耐震性が劣ると判断された住宅

※2 伝統診断による場合

※3 伝統的な古民家の場合

※4 除却費（住宅局標準建設費等通知に定める除却工事費に住宅面積を乗じた額を限度とする）

※5 建物助成

表 2 - 2 特定建築物に係る支援制度の概要

区分	事業名	対象建築物	補助率			
			国	県	市町	
特定建築物	耐震診断	住宅・建築物安全ストック形成事業	旧耐震基準により建築された公共施設	1/3	—	—
	耐震改修	公立学校施設整備費地震補強事業	旧耐震基準により建築された耐震性の劣る小・中学校および特別支援学校校舎等	1/3 ~ 2/3	—	—
	耐震改修	私立高等学校教育施設整備事業	旧耐震基準により建築された耐震性の劣る私立高等学校	1/3 (1/2)	1/6	—
	耐震診断改修	私立学校耐震化促進事業	私立学校	1/3	1/6	—
	耐震改修	私立幼稚園施設整備費補助金	旧耐震基準により建築された耐震性の劣る幼稚園	1/3	1/6	—
	耐震改修	社会福祉施設整備事業	旧耐震基準により建築された耐震性の劣る社会福祉施設	1/2	1/4	—
	耐震改修新築改築	医療提供体制施設整備交付金	旧耐震基準により建築された耐震性の劣る災害拠点病院、二次救急医療機関（病院）、精神科病院等	1/3 ~ 1/2	—	—
	耐震改修改築	就学前教育・保育施設整備交付金	保育所、認定こども園、小規模保育事業所	1/2	—	1/4
	耐震診断	住宅・建築物防災力緊急促進事業	通行障害既存耐震不適格建築物	1/2	1/4	1/4

表2-3 支援結果の概要

区分		事業名	補助件数						
			H17 ~26	H27 ~R1	R2	R3	R4	R5	R6
住宅	耐震 診断	木造住宅耐震化促進事業 (耐震診断)	3013	628	93	86	74	100	555
	補強 プラン	木造住宅耐震化促進事業 (補強プラン)	1750	630	89	85	74	99	550
	耐震 改修	木造住宅耐震化促進事業 (耐震改修)	420	141	19	22	23	25	116

区分		事業名	補助件数						
			H17 ~27	H27 ~R1	R2	R3	R4	R5	R6
特定 建築物	耐震 診断	住宅・建築物安全ストック形成事業	122	10	5	2	6	5	3
	耐震 改修	小・中学校耐震化促進事業【終了】	125	-	-	-	-	-	-
	耐震 改修	公立学校施設整備費地震補強事業	310	34	0	0	0	1	0
	耐震 改修	私立高等学校教育施設整備事業	0	2	1	0	0	0	0
	耐震診断 改修	私立学校耐震化促進事業	5	2	1	0	0	0	0
	耐震 改修	私立幼稚園施設整備費補助金	23	0	0	0	0	0	0
	耐震改修 改築	老人福祉施設整備事業【終了】	13	2	-	-	-	-	-
	耐震 改修	社会福祉施設整備事業	4	0	0	0	0	0	0
	耐震 改修	社会福祉施設耐震化等整備事業 【終了】	7	-	-	-	-	-	-
	耐震改修 増改築	保育所等施設整備費補助金	25	12	0	0	0	-	-
	耐震改修 新築改築	福井県医療施設耐震化整備基金 【終了】	12	1	-	-	-	-	-
	耐震改修 新築改築	医療提供体制施設整備交付金	-	0	0	0	0	0	0
	耐震改修 改築	就学前教育・保育施設整備交付金	-	-	-	-	-	0	0
耐震診断	住宅・建築物防災力緊急促進事業	-	-	-	-	-	-	-	

(3) 地震時に通行を確保すべき道路の指定および沿道建築物の耐震化

地震発生時に緊急車両や支援物資搬送車両が通行するための緊急輸送道路を確保することは重要であり、その道路が有効に機能するためには、倒壊により道路を閉塞するおそれのある沿道の建築物の耐震化を図ることが必要となります。

県震災対策計画において、「地震発生時の災害応急対策を迅速に実施するには、被災後、直ちに輸送機能の確保が必要である」と示されており、その輸送機能を確保するための緊急輸送道路が「福井県緊急輸送道路ネットワーク計画」に定められています。

また、令和6年10月には「福井県域道路啓開計画」を定め、災害時に迅速かつ的確な道路啓開を実施するための具体的な方針を示しています。

本計画では、福井県域道路啓開計画を踏まえ、緊急輸送道路のうち耐震改修促進法第5条第3項第2号に規定する道路として、表2-4に示す道路を指定します。

表2-4に示す道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物[※]の所有者は、同表に定める期日までに耐震診断の結果を所管行政庁に報告しなければなりません。

※図1-1で示す道路を閉塞する恐れのある旧耐震基準により建築された建築物

表2-4 法第5条第3項第2号に基づき指定する道路および通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断結果の報告期限

記載年月日	令和8年3月31日			
報告期限	令和11年3月31日			
道路名	起点		終点	
	市町地先	交差路線等	市町地先	交差路線等
北陸自動車道	あわら市牛ノ谷	石川県県境	敦賀市刀根	滋賀県県境
舞鶴若狭自動車道	高浜町蒜畠	京都府県境	敦賀市高野	敦賀 JCT
中部縦貫自動車道	大野市貝皿	九頭竜 IC	永平寺町松岡	福井 JCT
国道8号	あわら市牛ノ谷	石川県県境	敦賀市新道	滋賀県県境
国道27号	敦賀市岡山町	国道8号	高浜町関屋	京都府県境
国道161号	敦賀市坂下	国道8号	敦賀市山中	滋賀県県境

【参考図】



青線
国道8号、27号、161号
緑線
北陸自動車道、舞鶴若狭自動車道、中部縦貫自動車道

また、通行障害既存耐震不適格建築物に対して耐震診断への支援制度を創設し、順次、耐震設計、耐震改修等にも支援を拡充するなど、耐震性が不足する建築物については、計画的に耐震化を促進します。

通行障害既存耐震不適格建築物の所有者に対しては、耐震診断の義務化について確実に周知を図るとともに、耐震診断の結果、耐震性が不足する場合には、耐震改修等の支援制度について周知し、耐震化を図るよう指導・助言・指示等を行っていきます。

その他、市町の耐震改修促進計画に記載される耐震改修促進法第6条第3項第2号に規定する道路の沿道で倒壊により道路を閉塞するおそれのある建築物の所有者等に対しては、市町と連携しながら、耐震診断の実施を促し、耐震化を図るよう指導・助言を行っていきます。

(4) 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

①福井県木造住宅耐震診断士の確保

木造住宅の耐震診断を促進するためには、耐震診断を行う技術者を確保する必要があります。

そのため、県では平成 17 年度から、建築士を対象に講習会を開催し、耐震診断を行う技術者を養成、福井県木造住宅耐震診断士として登録してきました。また、平成 27 年度からは、(一財)日本建築防災協会の講習会を受講した建築士も耐震診断士として登録することができるようになりました。その結果、令和 6 年度末で 414 名の登録があり、耐震診断士の確保が図られています。今後も引き続き講習会を開催し、耐震診断を行う技術者の確保に努めていきます。

②木造住宅の耐震診断を推進するための体制整備

木造住宅の耐震診断を円滑に推進するためには、耐震診断を受ける方と耐震診断士のコーディネートを行う機関が必要となります。

このため、県では建築関係団体に働きかけ、平成 17 年 3 月に福井県木造住宅耐震促進協議会が設立されました。福井県木造住宅耐震促進協議会の活動により、円滑で公正な耐震診断が実施され、また、耐震診断士の養成および耐震診断士の技術の向上が図られました。

初動期の体制整備が図られたことから、平成 28 年度からは協議会に代わり、(一社)福井県建築士事務所協会がその役割を担うこととなり、令和 6 年度までに 4,549 戸の耐震診断を実施してきました。

今後も、(一社)福井県建築士事務所協会や市町と連携し、木造住宅の耐震診断の促進を図っていきます。

③木造住宅の耐震改修を推進するための体制整備

・耐震診断と補強プランの一体的支援

耐震性能が不十分と診断された住宅の耐震性を向上させるために、「どこをどの程度改修すればよいか」やそのための費用の概算を知るために、平成 20 年度から補強プラン作成に補助を行っています。平成 28 年度からは耐震診断と補強プランをセットとし、診断後速やかに耐震改修に向けた具体的な検討をしていただけるよう支援しています。

・耐震改修基準の見直し(構造評点 1.0→0.7)

旧耐震基準により建築された建築物を耐震診断し、耐震性が劣ると判定された建築物は、地震の振動および衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が低いレベル(構造評点 1.0 以上)を満たすように改修することを原則とします。しかし、住宅の構造や生活形態などの理由により構造評点 1.0 以上が満たせない場合でも、構造評点 0.7 以上を確保する耐震改修であれば、人的被害の軽減や震災後の道路閉塞の軽減による円滑な救助・消火活動が可能となり、一定レベルの減災に寄与すると考えられることから、平成 23 年度から耐震改修の補助対象としています。

・部分耐震改修や耐震シェルターへの支援

重要な部屋を優先的に耐震改修する「部分耐震改修(局所的な耐震補強)」について、平成 24 年度に耐震改修の専門家による検討を行い、補強後の構造指標など補助要件をとりまとめました。それを踏まえ、平成 25 年度から部分耐震改修への補助を行っています。

また、令和 5 年度からは、大地震から命を守るうえで、部分耐震改修と同等の効果が期待できるものとして、耐震シェルターの設置に対する補助を行っています。

- ・耐震改修事業者登録制度による事業者の紹介
耐震改修を検討しているが、誰に工事を依頼すればよいか分からないという方のために、安心して耐震化に取り組めるよう、耐震改修を行う事業者を県で登録し、県のホームページで事業者の情報を紹介しています。
- ・さまざまな耐震改修工法の活用
公的機関や民間企業により、さまざまな耐震改修工法が開発・提供されています。改修範囲を限定することで工事費の軽減・工期の短縮が可能なものや、屋外からの工事で耐震性能を向上させることが可能なものもあります。(愛知建築地震災害軽減システム研究協議会(会員:愛知県、名古屋工業大学等)が独自に評価した補強工法(A工法)など)
こうした補強方法も補助の対象に加えることにより、所有者のさまざまなニーズに対応していきます。
- ・耐震化緊急促進アクションプログラム策定の促進
市町に対して、耐震化緊急促進アクションプログラムの策定を促し、耐震化を促す取組みを協力して行っています。
※耐震化緊急促進アクションプログラム [P54 資料編(9)参照]
- ・住宅の耐震改修を促進するための支援の強化
福井県は全域が多雪区域に指定されており、積雪荷重の影響により耐震改修工事費が高くなる傾向があるなど、費用負担が重いことは耐震改修が進まない一つの要因となっています。このため、県と市町では耐震改修工事費に対する支援を行っています。
また、高齢者世帯で改修が進みにくい傾向にあることから、高齢者世帯に対する改修支援を手厚くしたり、国の高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震化に関する融資制度をPRするなど、高齢者世帯への支援を強化していきます。
その他、耐震改修を実施する場合の補強プランの見直しや耐震性のない住宅の除却に対する支援など耐震化に向けた幅広い支援を行っています。

④伝統的民家の耐震診断・耐震改修方法の普及啓発

福井県には、地域における風土、文化等を反映した福井県特有の形態および意匠を有している伝統的民家が県内全域に存在しています。

伝統的民家の伝統構法は、ある程度変形することで地震に耐える特有の構造様式であるため、現行の木造住宅の耐震診断や耐震改修になじみにくい面があります。

このため、建築関係団体と連携し、伝統的民家に適した耐震化の手法を検討します。さらに、確立された手法を普及啓発することにより、伝統的民家が形成されている地域の特色を県民共通の資産として後の世代に継承していきます。

(5) 地震時の総合的な安全対策

①建築物に係る二次的被害発生防止への対応

平成28年4月の熊本地震や令和6年1月の能登半島地震など、全国各地で大規模地震が頻発し、それに伴い、建築物の屋根瓦や窓ガラス、外装タイル等の落下、大規模な空間を有する建築物の天井崩落等による死傷等の二次的被害が発生しており、地震時における建築物の安全性の確保が重要な課題となっています。建築基準法でそれぞれの安全性の規定が定められた年次が異なるため、たとえ新耐震基準で建築された建築物で倒壊等の被害がないとしても、たとえば大規模空間の天井が崩落し、死傷者が発生する可能性があります。

このため、県では、建築物の窓ガラスや外装タイル等の落下、大規模な空間を有する建築物の天井崩落等による人的被害発生のおそれのあるものを調査し、その所有者等に必要な措置を講ずるよう指導しており、今後も引き続き指導していきます。

さらに、建築物の構造や建築設備について定期的な報告義務がある病院、集会場、ホテル・旅館等の多数の者が利用する建築物については、報告時に同様な二次的被害の防止対策の推進を普及啓発していきます。

また、屋根瓦については令和4年度に緊結方法に関する基準が強化され、原則すべての瓦について緊結が求められています。その他、建築物内に設置されている家具等の地震時における転倒・移動による被害を防止するため、その適正な対策も重要です。

これらの二次的被害の防止対策についても、普及啓発していきます。

②建築設備の安全対策の推進

所有者に電気給湯器等の建築設備の転倒防止措置を講ずることやエスカレーターの脱落防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策等について普及啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。

③ブロック塀等の安全対策の推進

平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震において、ブロック塀の倒壊による人的被害が発生し、また、県内においても令和5年9月にブロック塀の倒壊により児童が重傷を負う事故が発生しました。

県では、教育委員会と協力し、危険ブロック塀の実態把握を進め、令和2年度から危険ブロック塀等の除却等を促進する市町の支援を行っています。

しかし依然として危険ブロック塀は多く存在していることから、引き続きブロック塀の危険性について周知し、通学路・避難路の安全確保に努めます。

④地震発生時の二次的被害発生防止に関する支援体制の整備

地震により被災した建築物は、その後の余震等により倒壊したり、瓦や外壁など建築物の部材等が落下する危険性があり、人命に関わる二次的被害が発生することがあります。

このため、被災建築物の傾きや瓦等の部材の状況から建築物の危険度を判定し、建築物の使用者等への注意喚起を目的に、「危険（赤）」「要注意（黄色）」「調査済（緑）」の判定内容を示すステッカーを貼付する被災建築物の応急危険度判定を実施することが、地震発生直後の応急対策として大変重要です。

県では、平成7年度から、建築士を対象に講習会を開催し、応急危険度判定を行う技術者を養成、福井県震災建築物応急危険度判定士※として登録しています。

また、地震発生時に応急危険度判定を円滑に実施するため、県と市町で構成する福井県被災建築物応急危険度判定協議会を平成11年度に設立し、判定士や市町の防災担当者を対象とした模擬訓練を実施したり、判定に必要な備品を揃えるなど、体制整備を図っています。

大規模地震が発生した場合、県と市町は連携し、県内の判定士に応急危険度判定の実施を要請し、県内の応急危険度判定士だけでは対応できない場合には、県は、隣接府県等との応援協定に基づき、応急危険度判定士の派遣を要請します。

※令和元年5月1日より福井県被災建築物応急危険度判定士に名称変更

⑤地震に伴う宅地被害の軽減対策

東日本大震災や能登半島地震では、地盤の液状化や造成地の盛土部分における地滑りなど、宅地の被害が広範囲に発生し、損傷は軽微でも使用できなくなった建築物が多くありました。

令和5年5月には、宅地造成及び特定盛土等規制法が施行され、規制区域内で盛土等を行う場合は、県や市の許可が必要となりました。福井県では、令和7年6月30日に県内全域を宅地造成等工事規制区域または特定盛土等規制区域に指定し、規制を行っています。

その他、令和7年4月には、建築基準法の改正により地盤の確認が必要となる建築物の範囲が拡大されました。

地震に伴うがけ崩れや液状化等による建築物の被害の軽減を図るため、関係部局と連携し、がけ地近接等危険住宅移転事業および土砂災害危険住宅対策改修事業を活用するなど、敷地の安全対策を推進します。

⑥新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証の周知

熊本地震や能登半島地震では、旧耐震基準による建築物のほか、新耐震基準の在来軸組構法の木造住宅のうち、接合部等の規定が明確化される平成12年以前に建築された住宅についても、倒壊等の被害が見られました。

これを受けて、昭和56年から平成12年までに建築された木造住宅について、接合部等の状況を確認することにより耐震性能を検証する方法として、「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法（新耐震木造住宅検証法）」を（一財）日本建築防災協会がとりまとめていることから、耐震性に不安のある当該住宅の所有者等に対して当該方法について周知していきます。

第2章 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策のまとめ

●耐震診断および耐震改修に係る基本的な取組方針

- 建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠
- 県は、県内の耐震化の現状を踏まえ、所有者等が耐震診断および耐震改修を行いやすい環境を市町と連携し整備

●耐震診断および耐震改修の促進を図るための主な支援策

区分	支援制度の名称	支援制度の概要	制度主体
住宅	木造住宅耐震化促進事業	木造住宅の耐震診断、補強プラン、耐震改修の支援	県
	県産材を活用したふくい住まい支援事業	県産材を活用した木造住宅の建替の支援	県
	伝統的民家普及促進事業	伝統的民家の改修・建替の支援	県
特定建築物	住宅・建築物安全ストック形成事業	特定建築物等の耐震診断・改修の支援	国
	公立学校施設整備費地震補強事業	公立小中学校の耐震診断・改修の支援	国
	私立高等学校教育施設整備事業	私立高等学校の耐震改修の支援	国
	私立学校耐震化促進事業	私立小中高の耐震診断・補強プラン等の支援	国
	私立幼稚園施設整備費補助金	幼稚園の耐震改修の支援	国
	社会福祉施設整備事業	社会福祉施設の耐震改修等の支援	国
	医療提供体制施設整備交付金	災害拠点病院等の耐震改修等の支援	国
	就学前教育・保育施設整備交付金	保育所等の耐震改修等の支援	国
	住宅・建築物防災力緊急促進事業	通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化	国

●地震時に通行を確保すべき道路の指定および沿道建築物の耐震化

- 県は耐震改修促進法第5条第3項第2号に規定する道路（国道8号、27号、161号、高速道路）を指定し、当該道路を閉塞するおそれのある建築物の所有者に対し耐震診断結果の報告を義務付け耐震化の促進を図る。

●安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

- 福井県木造住宅耐震診断士の確保
- 木造住宅の耐震診断を推進するための体制整備
- 木造住宅の耐震改修を推進するための体制整備
 - ・耐震診断と補強プランの一体的支援
 - ・耐震改修基準の見直し（構造評点1.0→0.7）
 - ・部分耐震改修や耐震シェルターへの支援
 - ・耐震改修事業者登録制度による事業者の紹介
 - ・さまざまな耐震改修工法の活用
 - ・耐震化緊急促進アクションプログラム策定の促進
 - ・住宅の耐震改修を促進するための支援の強化
- 伝統的民家の耐震診断・耐震改修方法の普及啓発

●地震時の総合的な安全対策

- 建築物に係る二次的被害発生防止への対応
 - ・窓ガラスや外装タイル等の落下、大空間建築物の天井崩落等
 - ・エレベーターの地震時の閉じ込め、建築設備の耐震対策
 - ・屋根瓦の落下や家具等の転倒被害防止方法等、二次被害防止対策の普及啓発
- ブロック塀等の安全対策の推進
- 地震発生時の二次的被害発生防止に関する支援体制の整備
- 地震に伴う宅地被害の軽減対策
- 新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証の周知

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及

(1) ハザードマップの作成・公表

建築物の所有者等に地震時に想定される被害に関する情報を提供し、耐震改修の意識啓発を図るため、県は、市町が作成した地震防災マップの一覧をホームページで公表しています。

また、地域の実情等を考慮したより詳細な情報等を示す地震防災マップを作成する場合は、市町の耐震改修促進計画に規定するものとします。

(2) 相談体制の整備・情報の充実

耐震診断および耐震改修に関する相談や情報提供について、以下の窓口で対応しています。また、新聞や広報誌を活用し、耐震改修に関する普及啓発を行っています。

表3-1 相談窓口一覧

区分	相談窓口	対応内容
県	土木部建築住宅課 各土木事務所（建築担当課）	技術的な相談・耐震改修等に係る情報の提供等
建築関係団体	(一社)福井県建築士会 (一社)福井県建築組合連合会 (一社)福井県建築工業会 (一社)福井県建築士事務所協会	(情報の例) ・県の支援制度 ・耐震改修を行う施工者の情報 ・耐震改修の工法の紹介 など
市町	建築担当課	木造住宅耐震化促進事業の制度説明および申込み

(3) 広報資機材等の作成とその活用

県では、住宅の耐震改修等に関する意識啓発を図ることを目的に、以下のような各種広報資機材等を作成しており、今後も県民に対する情報提供を実施します。

また、建築物防災週間における防災相談窓口の開設、住宅月間における各種イベントおよび雑誌掲載、その他動画配信サービスによる配信などの情報提供を行っており、引き続き県民の意識啓発に努めます。

表3-2 広報資機材等の一覧

名称	内容	対象	備考
普及啓発チラシ	木造住宅耐震化の周知	一般県民	窓口設置、戸別訪問、耐震診断を受けた方への送付
耐震改修工事中のぼり旗	改修工事現場でPR	近隣住民 通行者	耐震改修現場に設置
耐震診断・改修啓発パネル	耐震化の流れを説明	来庁者 イベント参加者	窓口、各種イベントで掲示
教育教材模型	耐震構造を体験学習	子どもを含む 一般県民	各種イベントで展示、体験
広報動画	動画で耐震化を啓発	広く県民全体	動画配信サービスにて公開

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

リフォーム工事を行う際に、設計者、施工者が住宅所有者に対して耐震改修工事を併せて行うよう積極的に働きかけるという協定を福井県と建築関係団体が締結し、耐震改修の誘導を図っています。

近年、注目される省エネリフォームについては、耐震改修を行う際の補助制度や税制優遇措置と組み合わせた利用も可能であることについて、各種リフォームに関する相談時等多様な機会を捉え、周知していきます。

(5) 市町の住民啓発活動の支援

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発の方法として、地域の町内会等を通じた防災活動は重要です。そのため、国基本方針においても、耐震改修に取り組む基本姿勢として「地域防災対策は、住宅・建築物の所有者等が自らの問題・地域の問題として意識を持って取り組むことが不可欠である。」と示されています。

また、県震災対策計画においても、「自らの身の安全は自らが守る」および「市町は地域の実情に沿いながら地震に強いまちづくりの推進や防災体制の整備充実を図る。」という防災の基本理念を示しています。

このことを踏まえ、市町は、町内会等の組織と連携した防災活動を実施するなど地域住民の意識啓発に努め、県はその市町の啓発活動を支援します。

(6) 耐震出張説明の実施

市町で開催されるイベント、講習会等に県から講師として出向き、耐震化に係る情報提供を行います。

また、旧耐震基準で建築された住宅には、高齢者世帯が多く居住していることから、福祉部局と連携して、高齢者に向けた情報発信をより丁寧に行っていきます。

(7) 耐震改修に対する税の特例措置の周知

既存住宅において令和10年12月31日までに一定の耐震改修工事を行った場合、所得税の控除が受けられます。また、既存住宅においては令和12年度末、要安全確認計画記載建築物においては令和10年度末までに一定の耐震改修工事を行った場合、固定資産税の減額が受けられます。なお、住宅耐震改修特別控除と住宅借入金等特別控除について、いずれの適用条件も満たしている場合には、重ねて適用できます。県では、これらの制度の県民への周知を図るとともに、市町や関係団体へ制度の活用について働きかけていきます。

(8) 売買される建物の耐震診断・耐震改修の促進

宅地建物取引業法では、宅地建物取引業者に義務付けている重要事項説明において、耐震診断の結果に関する事項が含まれています。この内容について、関係団体等と連携して県民に周知の徹底を図り、建物所有者等の自発的な耐震診断の実施を促進していきます。

また、福井県空き家情報バンク掲載物件の購入補助において耐震診断を必須とすることにより、耐震診断・耐震改修を推進していきます。

(9) 事業所の耐震診断・耐震改修の促進

事業継続ガイドラインに基づく事業継続計画の作成など、災害に遭っても事業を継続するために必要な事項を予め整えておくことの必要性を周知し、事業所の耐震診断・耐震改修を促進していきます。

(10) 地震保険の活用

万一の地震に備えて、地震により建築物が倒壊や損壊した場合に一定額の保障が得られる地震保険に加入していれば、その再建が円滑に進むことが期待できます。県および市町は地震保険の普及啓発に努めます。

(11) 木造住宅耐震改修現場見学会の実施

住宅の耐震改修を検討している方々に、耐震改修工事の様子をご覧いただくことで、耐震改修への理解を深めていただき、住宅耐震化の促進に結びつけることを目的として、木造住宅耐震改修の現場見学会を実施します。

(12) 耐震診断を実施した所有者等へのフォローアップ

過去に木造住宅の耐震診断を実施し必要な耐震改修を行っていない所有者等に対し、補助事業のチラシや現場見学会の案内を送付するなど、フォローアップを実施します。

また、耐震診断士が所有者等に耐震診断と補強プランの結果を説明する際に、所有者等が耐震改修を具体的に検討できるよう、耐震改修の事例集を併せて紹介します。

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する

啓発および知識の普及のまとめ

●ハザードマップの作成・公表

○市町は、想定される大規模地震が発生した場合の揺れやすさ（震度分布）に関する地震防災マップを作成

○県は市町が作成した地震防災マップ一覧をホームページで公表

●相談体制の整備・情報の充実

○県の各土木事務所、建築関係団体および市町の窓口で、耐震診断および耐震改修に関する相談に対応

●広報資機材等の作成とその活用

○県では、住宅の耐震改修等に関する意識啓発を図ることを目的に、各種広報資機材等を作成・配布し、県民に対する情報提供を実施

広報資機材等一覧

名 称	内 容	対 象
普及啓発チラシ	木造住宅耐震化の周知	一般県民 耐震診断を受けた方
耐震改修工事中のぼり旗	改修工事現場で PR	近隣住民 通行者
耐震診断・改修啓発パネル	耐震化の流れを説明	来庁者 イベント参加者
教育教材模型	耐震構造を体験学習	子どもを含む 一般県民
広報動画	動画で耐震化を啓発	広く県民全体

●リフォームにあわせた耐震改修の誘導

○県の各土木事務所および建築関係団体でのリフォーム相談時を活用し、リフォームにあわせた耐震改修の重要性を啓発

○リフォーム時に耐震改修工事を働きかけるよう建築関係団体と協定を締結

●市町の住民啓発活動の支援

○市町は、町内会等の組織と連携した防災活動を実施するなど住民に対する意識啓発に努め、県はその市町の啓発活動を支援

●耐震出張説明の実施

○市町で開催されるイベント、講習会等に県から講師として出向き、耐震化に係る情報提供を実施

●耐震改修に対する税の特例措置の周知

●売買される建物の耐震診断・耐震改修の促進

●事業所の耐震診断・耐震改修の促進

●地震保険の活用

●木造住宅耐震改修現場見学会の実施

●耐震診断を実施した所有者等へのフォローアップ

第4章 耐震改修促進法および建築基準法による指導等に関する事項

(1) 所管行政庁の連携した指導等の実施

建築指導行政を所管する県と福井市は、旧耐震基準により建築された耐震性が不十分である特定建築物の所有者等に対し、耐震改修促進法および建築基準法に基づく指導等を実施します。

また、県と福井市は連携し、情報の共有や研鑽に努めるとともに、円滑な指導等に努めます。

優先的に指導等を実施すべき特定建築物に対しては、職員が個別に訪問指導を行うなど耐震改修促進法に基づき強力に指導助言を行います。

表4-1 指導等の概要と根拠法令

段階	区分	概要	根拠法令
1	指導助言	所有者に対し、耐震診断および耐震改修の必要性を説明し、速やかな耐震診断の実施を促し、耐震化を図るよう指導・助言を行います。	耐震改修促進法
2	指示	相当の猶予期限を超えても、正当な理由なしに必要な耐震診断や耐震改修が行われない場合、速やかに耐震診断を実施し、耐震化を図るよう指示します。	
3	公表	相当の猶予期限を超えても、正当な理由なしに指示に従わなかった場合、建築物所有者の名称を公表します。	
4	勧告	相当の猶予期限を超えても、正当な理由なしに指示に従わず、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれが認められる場合、相当の猶予期間を付け、耐震化を図るために必要な措置を講ずるよう勧告します。	建築基準法
5	命令	相当の猶予期間を超えても、正当な理由なしに勧告に係る措置を講じなかった場合、相当の猶予期間を付け、勧告に係る措置を講ずるよう命令します。 ただし、明らかに著しく保安上危険であると認められる場合、指示・勧告を行うことなしに、速やかに命令します。	

(2) 優先的に指導等を実施すべき特定建築物の選定

地震時の人的・経済的被害の軽減を目的に、旧耐震基準により建築された耐震性が不十分である特定建築物のうち、建築物が被災時の果たす役割や県民に及ぼす影響等を考慮し、優先的に指導すべき特定建築物を選定し、所有者等に対する指導等を迅速に実施します。

表4-2 優先的に指導等を実施すべき建築物

優先順位	特定建築物の概要
1	県および市町の庁舎、警察署、消防署、小・中学校および病院等の災害時の拠点となる特定建築物
2	百貨店、飲食店、ホテル、映画館および博物館等の不特定多数の者が利用する特定建築物
3	県または市町の促進計画に記載された道路の沿道で地震時に倒壊することにより道路を閉塞するおそれがある特定建築物

(3) 改正耐震改修促進法における耐震診断義務化および公表等について

平成 25 年 5 月、耐震改修促進法が改正（同 11 月に施行）され、建築物の耐震改修を促進する取組が強化されました。改正により、新耐震基準に適合していない全ての建築物について、耐震化に向けた努力義務が課せられました。

建築物の耐震化の促進のためには、所有者等が、地震に対する備えを自らの問題としてとらえ、取り組んでいくことが重要です。

・耐震診断の義務化と結果報告および公表

改正耐震改修促進法では、一定規模以上の不特定多数の者が利用する建築物や避難弱者が利用する建築物（要緊急安全確認大規模建築物）および県または市町が耐震改修促進計画に記載した建築物（要安全確認計画記載建築物）について、地震で倒壊した場合、利用者を含め周辺へも大きな被害を及ぼすおそれがあることから、所有者等は耐震診断を行うことが義務付けられました。

また、耐震診断の結果について、要緊急安全確認大規模建築物は平成 27 年 12 月 31 日までに、要安全確認計画記載建築物は県または市町が指定する期日までに、特定行政庁（県および福井市）へ報告することが義務付けられました。

県では、県が所管する区域（福井市を除く県内）の報告をとりまとめ、要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果について公表しています。

今後、要安全確認計画記載建築物についても、報告期限に沿って公表していきます。

耐震診断の結果、耐震化が必要な要安全計画記載建築物について、県は市町と連携して所有者等に対し定期的に働きかけるなど、耐震化の促進に取り組んでいきます。

第4章 耐震改修促進法および建築基準法による指導等に関する事項のまとめ

●所管行政庁の連携した指導等の実施

- 建築指導行政を所管する県と福井市は、旧耐震基準により建築された耐震性が不十分であるすべての特定建築物の所有者等に対し、耐震改修促進法および建築基準法に基づく指導等を実施
- 県と福井市の連携した指導等の実施
- 優先的に指導等を実施すべき特定建築物に対して個別訪問指導や耐震改修促進法に基づく指導助言を実施

指導等の概要と根拠法令

段階	区分	概要	根拠法令
1	指導助言	所有者に対し、耐震診断および耐震改修の必要性を説明し、速やかな耐震診断の実施を促し、耐震化を図るよう指導・助言	耐震改修促進法
2	指示	相当の猶予期限を超えても、正当な理由なしに必要な耐震診断や耐震改修が行われない場合、速やかに耐震診断を実施し、耐震化を図るよう指示	
3	公表	相当の猶予期限を超えても、正当な理由なしに指示に従わなかった場合、建築物所有者の名称を公表	
4	勧告	相当の猶予期限を超えても、正当な理由なしに指示に従わず、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれが認められる場合、相当の猶予期間を付け、耐震化を図るために必要な措置を講ずるよう勧告	建築基準法
5	命令	相当の猶予期間を超えても、正当な理由なしに勧告に係る措置を講じなかった場合、相当の猶予期間を付け、勧告に係る措置を講ずるよう命令 ただし、明らかに著しく保安上危険であると認められる場合、指示・勧告を行うことなしに、速やかに命令	

●優先的に指導等を実施すべき特定建築物の選定

- 地震時の人的・経済的被害の軽減を目的に、旧耐震基準により建築された耐震性が不十分である特定建築物のうち、優先的に指導すべき特定建築物を選定

優先的に指導等を実施すべき特定建築物

優先順位	特定建築物の概要
1	県および市町の庁舎、警察署、消防署、小・中学校および病院等の災害時の拠点となる特定建築物
2	百貨店、飲食店、ホテル、映画館および博物館等の不特定多数の者が利用する特定建築物
3	県または市町の促進計画に記載された道路の沿道で地震時に倒壊することにより道路を閉塞するおそれがある特定建築物

●改正耐震改修促進法における耐震診断義務化および公表等について

- 要安全確認計画記載建築物について耐震診断の実施と結果の報告を義務化し、所管行政庁は診断結果内容の公表

第5章 その他の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 市町が定める耐震改修促進計画

各市町は、平成20年度までに耐震改修促進計画を策定しました。

今後の計画の見直しに際しては、国の基本方針と県の耐震改修促進計画の内容を踏まえ、各地域の実情を把握し、耐震化の取組や耐震化率の状況を勘案するなど、地域の状況に配慮して見直すものとします。

(2) 関係団体との連携

県および市町は、希望者が安心して耐震診断を受け、耐震改修を行えるように、関係団体と連携して耐震化に関する取組を進めます。

(3) 計画の検証

県および市町は、県有施設、市町有施設、民間施設等のフォローアップにより耐震化率の把握に努め、計画の進捗を確認していきます。

第5章 その他の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項のまとめ

●市町が定める耐震改修促進計画の見直し

○市町は耐震改修促進計画を見直しする際は、国の基本方針と県の耐震改修促進計画の内容を踏まえ見直す

●関係団体との連携

○県および市町は、今後も関係団体と連携し、木造住宅の耐震化を促進

●計画の検証

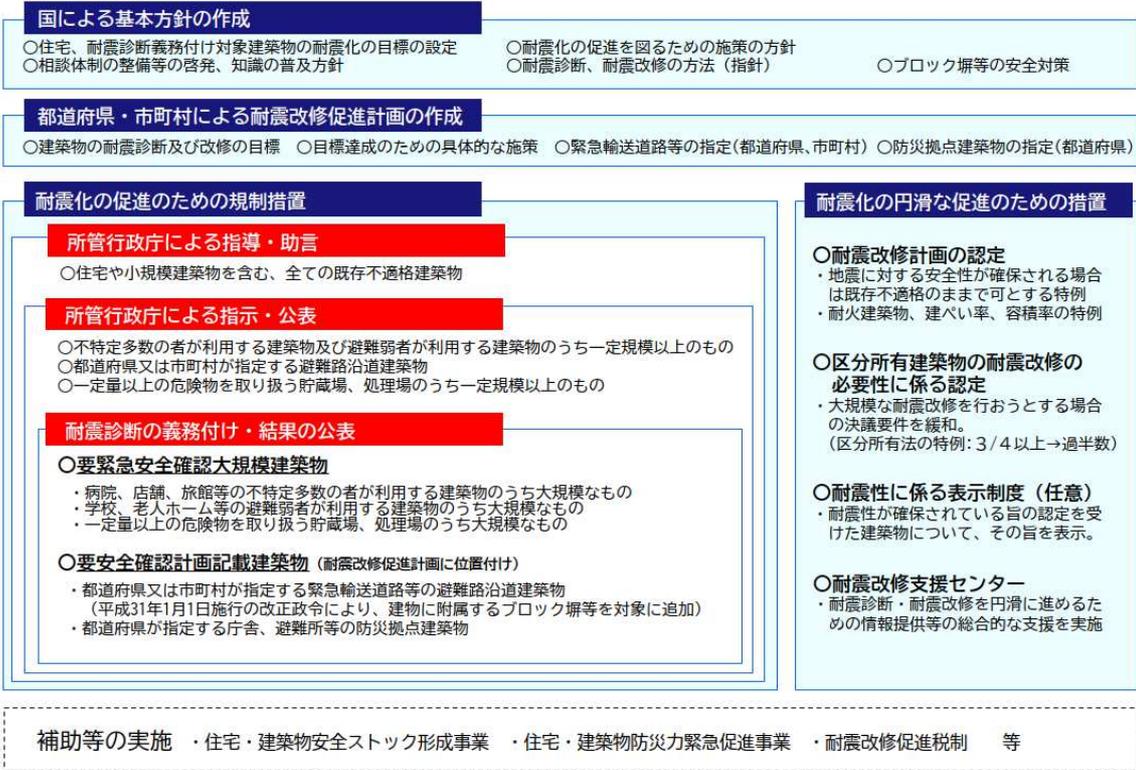
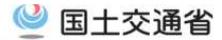
○県および市町は、適宜フォローアップを行い着実に建築物の耐震化を進める

<関係法律等>

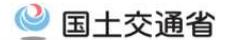
(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正の概要

建築物の耐震改修の促進に関する法律の概要

平成7年12月25日施行
平成18年1月26日改正法施行
平成25年11月26日改正法施行
平成31年1月1日改正政令施行



耐震診断義務付け対象建築物（要緊急）



要緊急安全確認大規模建築物

地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物

不特定多数の者が利用する大規模建築物※1

- ・病院、店舗、旅館等 : 階数3以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
- ・体育館 : 階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上

避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物※2

- ・老人ホーム等 : 階数2以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
- ・小学校、中学校等 : 階数2以上かつ床面積の合計3,000㎡以上
- ・幼稚園、保育所等 : 階数2以上かつ床面積の合計1,500㎡以上

一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等

- ・危険物貯蔵場等 : 階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）

○要緊急安全確認大規模建築物は、耐震診断の実施が義務付けられています。
○所有者は耐震診断結果を平成27年12月31日までに所管行政庁に報告しなければなりません。
○報告を受けた所管行政庁は、用途ごとに取りまとめて、ホームページ等により結果の公表を行っています。

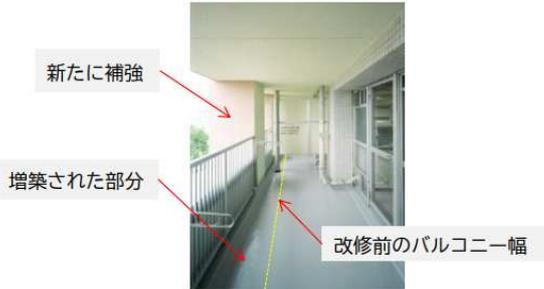
※1 ○体育館（一般公共の用に供されるもの）○ホーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 ○病院、診療所 ○劇場、観覧場、映画館、演芸場 ○集会場、公会堂 ○展示場 ○百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ○ホテル、旅館 ○博物館、美術館、図書館 ○遊技場 ○公衆浴場 ○飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの ○理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 ○車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの ○自動車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 ○保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

※2 ○幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 ○小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 ○老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの ○老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

耐震改修計画の認定

- 計画の認定に係る建築物についての建築基準法の特例
 - ・既存不適格建築物の制限の緩和
 - ・耐火建築物に係る制限の緩和
 - ・容積率・建ぺい率の特例
 - ・建築確認の特例

【認定対象となる増築工事の例】



耐震性に係る表示制度

- 耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、基準適合認定建築物である旨を表示できる制度。

【表示の様式】



※新耐震・旧耐震基準の別や、用途、規模等にかかわらず、すべての建築物が認定を受けることができる。

区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

- 耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物（マンション等）について、大規模な耐震改修を行うおうとする場合の決議要件を緩和。（区分所有法の特例：3/4→過半数）

耐震診断義務付け対象建築物（要安全）

要安全確認計画記載建築物

地方公共団体が指定する避難路等の沿道建築物及び都道府県が指定する災害時に公益上必要な建築物

緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

都道府県又は市町村が指定

- ・倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある建築物（高さ6mを超えるもの）（右図1参照）
- ・倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある組積造の塀（長さ2.5mを超えるもの）（右図2参照）

ただし、いずれも、地形、道路の構造その他の状況により、地方公共団体が一定の範囲において規則で別の定めをすることが可能。

図1：耐震診断義務付け対象の避難路沿道建築物

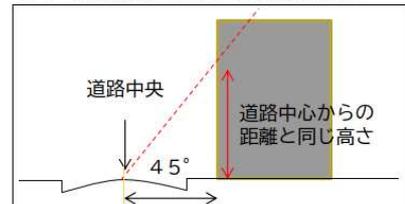
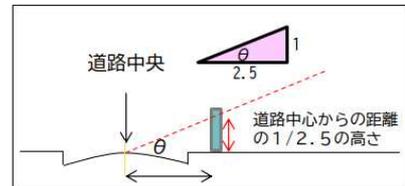


図2：耐震診断義務付け対象の避難路沿道の組積造の塀



防災拠点建築物

都道府県が指定

- ・庁舎、病院など
- ・避難所として利用する体育館、旅館・ホテルなど

- 要安全確認計画記載建築物は、耐震診断の実施が義務付けられています。
- 所有者は耐震診断結果を地方公共団体が定める日までに所管行政庁に報告しなければなりません。
- 報告を受けた所管行政庁は、報告期限ごとに取りまとめて、ホームページ等により結果の公表を行っています。

(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の概要

(平成 30 年国土交通省告示第 1381 号)

基本方針の概要

- 1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
 - 住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題・地域の問題として意識して取り組むことが不可欠。国及び地方公共団体はこうした取組をできる限り支援。
 - 公共建築物については災害時の機能確保の観点からも非構造部材等も含め強力に耐震化。
 - 所管行政庁は建築物の区分に応じ必要な措置を適切に実施。耐震診断義務付け対象建築物について、耐震診断の実施及び報告の義務について確実に実施。
 - 所管行政庁は、すべての特定建築物に対して指導・助言を実施するよう努める。また、指導に従わない建築物については指示を行い、指示にも従わない場合はその旨を公表。さらに、著しく危険性が高い建築物については建築基準法に基づく勧告や命令を実施。
 - 所管行政庁は建築物の耐震改修計画や安全性に係る認定の適切かつ速やかな実施に努める。
 - 地方公共団体は耐震診断及び耐震改修に要する所有者等の費用負担の軽減を図るため、助成制度や耐震化に関する融資制度等の整備・普及に努める。
 - 相談窓口を設置するなど相談体制の整備及び情報提供の充実。
 - 専門家・事業者の育成、資質の向上を図る。
 - 地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会による地震防災対策への取組を推進
 - ブロック塀の倒壊防止、新耐震基準で建築された木造住宅の耐震性能検証、窓ガラス、天井等の落下防止対策、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策等についても推進。
- 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
 - 住宅については令和 17 年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和 12 年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標。
- 3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
 - 既存の建築物について技術指針事項に基づいて現行耐震関係規定に適合しているかどうか調査し、必要な改修を行うことが基本。
- 4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
 - 地震防災マップ等を活用した情報提供、町内会等を通じた啓発及び知識の普及を推進。
- 5 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
 - 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項
 - 耐震化の進捗状況や新たな施策にあわせて、適宜、計画の見直しを行う。
 - 耐震改修等の目標を策定。特に耐震診断義務付け対象建築物については、耐震化の目標を設定。さらに庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断の速やかな実施及び結果の公表に取り組むとともに用途ごとに耐震化の目標を設定。
 - 地震発生時に通行を確保すべき道路として、災害時の拠点施設を連絡する道路など、重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべき。また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、避難等の妨げとなる恐れの高い道路についてもブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべき。
 - 詳細な地震防災マップの作成、相談窓口の設置、パンフレットの配布、情報提供、講習会の開催、啓発及び知識の普及、町内会等との連携策等について記載。
 - 建築基準法の規定による勧告・命令等の実施。

- 全ての市町村において耐震改修促進計画を策定することが望ましい。都道府県耐震改修促進計画に基づき、地域固有の状況に配慮して作成。

(3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）

建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、同法第九十七条の二第一項若しくは第二項又は第九十七条の三第一項若しくは第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号 に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条 に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者がいるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、

その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

- 2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項(第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物(第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。)について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 建築物の位置
 - 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
 - 三 建築物の耐震改修の事業の内容
 - 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
 - 五 その他国土交通省令で定める事項
- 3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定(以下この章において「計画の認定」という。)をすることができる。
- 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
 - 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
 - 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕(同法第二条第十四号 に規定する大規模の修繕をいう。)又は大規模の模様替(同法第十五号 に規定する大規模の模様替をいう。)をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
 - イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

- ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くなるものではないものであること。
- 四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
 - ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。
 - （１） 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
 - （２） 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
- 五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
 - ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
- 六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建蔽率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建蔽率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
 - ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
- 4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事又は建築副主事の同意を得なければならない。
- 5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

- 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。
 - 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であつて、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの
 - 二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等
- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項の規定は、適用しない。
- 8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。
- 9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建蔽率関係規定は、適用しない。
- 10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があつたものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事又は建築副主事に通知するものとする。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

（建築物の地震に対する安全性に係る認定）

- 第二十二条** 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。
- 2 所管行政庁は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。
 - 3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。
 - 4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定）

- 第二十五条** 耐震診断が行われた区分所有建築物（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。
- 2 所管行政庁は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。
 - 3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場

合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

附 則 抄

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物

三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

(4) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年12月22日政令第429号）

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）

内閣は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二条、第四条第一項から第三項まで及び第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百四十八条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

一 診療所

二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設

三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供する施設

四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス事業の用に供する施設

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

六 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設

七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設

八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設

九 火葬場

十 汚物処理場

- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項 に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号 から第十三号の二 までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
- 十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項 に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項 に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号 イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項 に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第八項 に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項 に規定する港湾施設
- 十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条 に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号 に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項 に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号 に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第二十二項若しくは第二十六項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項 の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号 に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号 イに適合するもの
- 三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項 に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（通行障害建築物の要件）

第四条 法第五条第三項第二号 の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）
 - イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル

ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

- 二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル(これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ)を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離(これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離)を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であって、建物(土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。))をいう。)に附属するもの(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況(法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

- 2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計(当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)とする。

- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル

二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル

三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル

四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

一 消防法（昭和三十二年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）

二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類

三 マッチ

四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）

五 圧縮ガス

六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法（昭和三十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 十トン

ロ 爆薬 五トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個

ニ 銃用雷管 五百万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個

ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令 別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量

三 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン

四 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル

五 マッチ 三百マッチトン

六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル

七 圧縮ガス 二十万立方メートル

八 液化ガス 二千トン

九 毒物及び劇物取締法第二条第一項 に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン

十 毒物及び劇物取締法第二条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン

- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第八条 法第十五条第二項 の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 病院又は診療所

三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

四 集会場又は公会堂

五 展示場

六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

七 ホテル又は旅館

八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

九 博物館、美術館又は図書館

十 遊技場

十一 公衆浴場

十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの

十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの

十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園

十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

十九 法第十四条第二号 に掲げる建築物

- 2 法第十五条第二項 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル

二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル

三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル

四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル

- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項 の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）

第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

附 則 抄

(地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件)

第二条 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物(地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれ大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。)にあっては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。

二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数及び床面積の合計(当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)以上のものであること。

イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物(体育館(一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。))を除く。) 階数三及び床面積の合計五千平方メートル

ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数二及び床面積の合計五千平方メートル

ニ 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル

ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル

ヘ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

三 第三条に規定する建築物であること。

2 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

(要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査)

第三条 第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第十三条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項」と、同条第一項中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

(5) 建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）

建築基準法（抜粋）

（保安上危険な建築物等に対する措置）

- 第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。
- 2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。
- 4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

(6) 建築基準法施行令（昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号）

建築基準法施行令（抜粋）

第三節の六 勧告の対象となる建築物

- 第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。
- 一 法別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数が三以上でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの
 - 二 事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。）のうち階数が三以上で延べ面積が二百平方メートルを超えるもの

<参考資料>

(7) 国の耐震化率の目標および算出方法

①耐震化率の目標

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、耐震化率の目標を次のとおり定めています。

建築物の用途・分類	現 状 (令和 5 年)	目 標	
		(令和 12 年)	(令和 17 年)
住 宅	90%	—	耐震性の不足するもの をおおむね解消
要緊急安全確認大規模 建築物	—	耐震性の不足するも のをおおむね解消	—

②耐震化率の算出方法

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、住宅および多数の者が利用する特定建築物の現状の耐震化率を推計する方法が示されており、これまでの耐震診断の実施結果によると、耐震性を有する結果となる割合は下記ようになります。

これを踏まえ、耐震診断が未実施で、耐震性が確認されていない旧耐震基準により建築された建築物数に、用途毎の下記の割合を乗じて、耐震性を有している建築物を推計し、耐震化率を推計します。

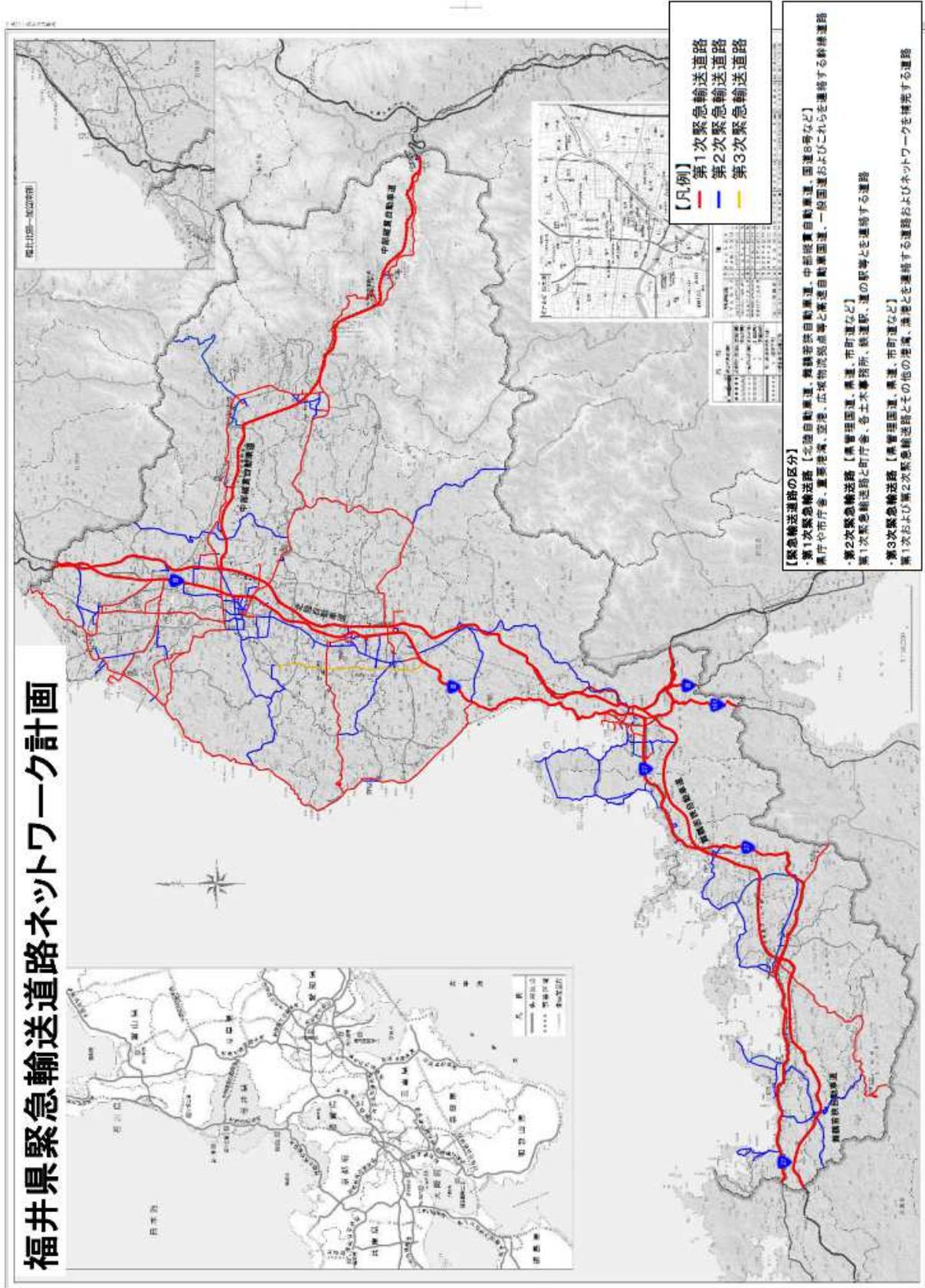
<住宅>

- ・戸建て住宅 …33.5%
- ・共同住宅 …70.6%

<特定建築物>

- ・学校 …29.8%
- ・病院・診療所 …42.1%
- ・社会福祉施設 …44.6%
- ・ホテル・旅館等 …35.8%
- ・店舗・百貨店 …47.8%
- ・賃貸共同住宅 …76.0%
- ・その他 …49.6%

(8) 福井県緊急輸送道路ネットワーク計画



(9) 国の住宅耐震化の促進に係る新制度

①住宅の耐震化を総合的に支援するメニューの創設

住宅の耐震化に向け積極的な取組みを定めた「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定して実施する地方公共団体に対し、補強設計および耐震改修を総合的に支援する制度が平成30年度に創設されました。

②住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

耐震化を促進する取組みを規定し、毎年度耐震改修等に係る支援目標を設定するとともに、実施・達成状況を把握・検証・公表し対策を進めていきます。

<耐震化を促進する取組>

- ・戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組
- ・耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組
- ・改修事業者等への技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者への接触が容易となる取組
- ・耐震化の必要に係る周知・普及

福井県土木部建築住宅課

(平成18年12月21日策定)

(平成24年 3月30日改定)

(平成28年 3月30日改定)

(令和 3年 3月31日改定)

(令和 年 月 日改定)

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

TEL 0776-20-0506

FAX 0776-20-0693

E-mail kenjyu@pref.fukui.lg.jp

URL <http://www.pref.fukui.jp/doc/kenchikujuutakuka/index.html>



健康長寿な福井です。